

ディスカッション・ポイント 無形資産に関する検討

1. 無形資産プロジェクトにおける検討状況

無形資産論点整理に寄せられたコメントを踏まえ、第 3 四半期での公開草案の公表に向けて、個別に検討を要する論点について、順次、方向性に関する検討を行っている。

本日は、これまでの審議を踏まえた文案について、ディスカッション・ポイントを中心に審議いただきたい。

2. ディスカッション・ポイント

■ 【論点 2】従来非償却資産とされていた借地権等の取扱い

現行の会計実務においては、借地権を非償却資産として取り扱うケースが多いと考えられるが、一律に耐用年数を確定できない無形資産に該当すると判断することは適切ではなく、個別のケースごとに実質的な判断を行うべき旨を記載することでどうか（第 93 項から第 96 項）

■ 【論点 3】研究開発の成果を自社の研究活動に利用する場合の取扱い

委託等の購入した研究成果の取扱い

無形資産の取得が実質的に自社の研究開発活動の一部にすぎない場合は、外部から個別に取得していることをもって無形資産として認識するのではなく、無形資産を自己創設するための支出として取り扱うことでどうか（第 53 項から第 56 項）。

無形資産を自己創設するために利用される資産の取扱い（研究開発費会計基準の「特定の研究開発目的の固定資産」の取扱い）

無形資産を自己創出するために利用される特許権等の無形資産を個別に取得した場合は、一般的な固定資産と同様に、個別の無形資産として資産計上後に耐用年数にわたり償却を行い、自己創設無形資産の認識要件を満たした時点以後に配賦された償却費は自己創設無形資産の取得原価を構成することとしてはどうか。また、機械装置等の有形資産を個別に取得した場合も同様とすることでどうか（第 57 項）。

■ 【論点 4】耐用年数を確定できない無形資産の減損

耐用年数を確定できない無形資産については、減損の損失の判定を每期行うこと（借地権が耐用年数を確定できない無形資産に該当する場合を除く）でどうか（第 92 項及び第 97 項）。

3. 今後のスケジュール

委員会	議題
3月25日(木)	個別論点の検討 【論点1】開発費の資産計上の可否(3/25)
4月9日(金)	【論点2】従来非償却資産とされていた借地権等の取扱い(5/28) 【論点3】研究開発の成果を自社の研究活動に利用する場合の取扱い(4/9,5/17) 【論点4】耐用年数を確定できない無形資産の減損(4/22,5/28)
4月22日(木)	【論点5】適用時期、経過的な取扱い等(4/22)
5月17日(月)	公開草案文案の検討(論点3の検討)
5月28日(金)	公開草案文案の検討(論点2、論点4の検討)
6月24日(木)	公開草案文案の検討
7月6日(火)	公開草案文案の検討(論点1【意思確認予定】)
7月21日(木)	公開草案文案の検討
8月5日(木)	公開草案文案の検討

以 上